

児童手当制度のご案内

【支給対象児童について】

中学校修了前(満15歳の最初の3月31日)の、国内に居住する児童

【手当月額について】

対象	手当月額	
0歳～3歳未満	15,000円	
3歳以上小学校修了前	第1・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合	5,000円	
所得上限限度額以上の場合	0円	

【必要な手続きについて】

お子さんが生まれたり、他の市町村から転入した時は、

※第1子等の数え方は、18歳の3月31日までの間にある児童の数で数えます。

「認定請求書」の提出が必要となり、原則として申請月の翌月分から支給されます。

出生日、転入した日の翌日から15日以内に手続きが必要です(公務員になった場合は、公務員でなくなった場合はその翌日から15日以内に手続きが必要です)。

【支給時期について】

原則として、6月、10月、2月に前月分までの手当を支給します。

所得上限額が設けられました

10月支給分(6～9月分の手当)から、児童を養育している方の所得について上限額が設けられ、児童を養育している方の所得が下表の所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が下表の所得額を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますのでご注意ください。

所得制限限度額(手当月額5000円)

所得上限限度額(手当月額0円)

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得制限限度額(手当月額5000円)		所得上限限度額(手当月額0円)	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で確認します。詳しくは問い合わせください。

「現況届」が不要になります

毎年6月に提出していた現況届が不要となります。町では、令和4年度現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします(公務員の方は除く)。※ただし、支給要件児童の住民票が八雲町にない方等、現況届提出を省略できない場合があります。提出が必要な方は町より現況届提出の案内をします。

【問い合わせ先】

住民生活課児童係
☎0137-62-2112

